

マンション顔認証サービス契約約款

第1条 定義等

1. このマンション顔認証サービス契約約款は、マンション顔認証サービスを利用するお客様に適用されます。
2. マンション顔認証サービス契約約款において使用する以下の用語は、各々以下に定める意味を有するものとします。
 - ① 「マンション顔認証サービス」とは、FreeiDにおいて、DXYZがユーザーとの間で別途に締結する利用契約に基づき、ユーザーが当該サービスを導入するマンション等のエントランスその他の共用施設及び共用設備並びに各戸等のうち対象箇所に設置されるFreeiDデバイスにおいて顔認証によりドアの解錠その他のユーザー認証を可能とするサービスをいいます。
 - ② 「ワнтаイムユーザー機能」とは、ユーザーの家族及び知人その他のユーザーがマンション顔認証サービスの使用を許可した者に対して、マンション顔認証サービスを使用させる機能をいいます。お客様がワнтаイムユーザー機能を利用する場合には、FreeiDライセンス契約書本文の「本契約の主要条件」で定める「FreeiDのうち、お客様が使用する本サービスの種類」において、マンション顔認証サービスに付加してワнтаイムユーザー機能を使用する旨を定めるものとします。
 - ③ 「対象建物」とは、お客様がマンション顔認証サービスを導入するマンション等の建物をいいます。
 - ④ 「個別管理者」とは、お客様自ら又は管理者が、対象建物の各住戸単位でFreeiD管理システムの使用権限を付与した者をいいます。
 - ⑤ 「入退居権限等管理者」とは、管理者及び個別管理者を個別に、又は総称していいます。
 - ⑥ 「対象箇所」とは、FreeiDライセンス契約書本文の「本契約の主要条件」で定める「対象箇所」に規定するFreeiDデバイスの設置箇所をいいます。

第2条 FreeiD管理システムの内容

1. 販売店は、お客様に対し、マンション顔認証サービス契約約款を含む本契約に定めるところにより、FreeiD管理システムの利用を許諾し、お客様は、販売店に対し、FreeiD管理システムの利用の対価として、サービス料金を販売店に支払うものとします。
2. お客様は、自ら（入退居権限等管理者がいる場合には、自ら又は入退居権限等管理者を

して)、マンション顔認証サービスの利用を希望する対象建物の入居者について、そのユーザー情報を FreeiD 管理システムに入力し、マンション顔認証サービスへの招待メールその他の通知を送付します。

3. 前項に規定する通知を受け取った入居者からの利用申請に対して、FreeiD 管理システム上で設置箇所に係るドアの解錠その他のユーザー認証の承認がなされた場合には、当該承認された入居者はユーザーとなり、当該ユーザーは対象建物においてマンション顔認証サービスを利用できるようになります。
4. お客様は、自ら（入退居権限等管理者がいる場合には、自ら又は入退居権限等管理者をして）、FreeiD 管理システムを利用して、承認したユーザーのマンション顔認証サービスにおける利用可能期間を設定させ、その期間にユーザーに対象建物においてマンション顔認証サービスを利用させることができます。
5. お客様は、販売店の事前承諾を得ることなく、自ら又は管理者をして、個別管理者を各住戸単位で指定し、又は指定させ、当該個別管理者に対し各住戸単位で FreeiD 管理システムの使用権限を付与し、又は付与させた上で、当該個別管理者にドアの解錠その他のユーザー認証権限の管理を行わせ、指定した個別管理者に付与した FreeiD 管理システムの利用権限の削除若しくは取消しを行い、又は削除若しくは取消しを行わせ、又は指定した個別管理者を他の個別管理者に変更し、又は変更させることができます。この場合、FreeiD 管理システムの利用権限を付与された個別管理者は、付与された権限の範囲内において第2項から第5項に準じて FreeiD 管理システムを利用することができます。
6. お客様は、入退居権限等管理者及びユーザーをして、お客様同様にマンション顔認証サービス契約約款を含む本契約を遵守させることとします。

第3条 マンション顔認証サービスに係る業務内容

1. マンション顔認証サービス契約約款を含む本契約に基づき、販売店が提供するマンション顔認証サービスに係る業務の概要は次のとおりとします。販売店は、マンション顔認証サービス契約約款、本契約及び関係法令等を遵守し、善良なる管理者の注意義務をもってマンション顔認証サービスに係る業務を遂行するものとし、お客様はマンション顔認証サービスに係る業務の遂行について合理的な協力を行い、又は入退居権限等管理者若しくはユーザーをして協力させるものとします。
 - ① 対象建物においてユーザーにマンション顔認証サービスを利用させるための FreeiD デバイスに係る FreeiD 管理システムの利用許諾
 - ② その他 FreeiD ライセンス契約書本文の「本契約の主要条件」で定める「特約条項」において別途合意する業務
2. 販売店は、お客様が求める場合には、速やかにマンション顔認証サービスに係る業務の

遂行状況をお客様に報告し、その他必要な措置を求められた場合には合理的な範囲で協力するものとします。

第4条 FreeiD 管理システム利用サービス

1. 販売店は、お客様に対し、マンション顔認証サービス契約約款を含む本契約で定める条件に従って、対象箇所に設置された FreeiD デバイスに関する FreeiD 管理システム（ワントタイムユーザー機能を含みます。以下同様とします。）を、譲渡不可・次項及び第3項の再利用許諾以外の再利用許諾不可の態様で利用することを許諾します。なお、お客様及び販売店は、FreeiD 管理システムに関する知的財産権について、マンション顔認証サービス契約約款を含む本契約にて明示的に許諾する以外には、販売店がお客様及び入退居権限等管理者に対して何らの許諾をしていないことを確認します。また、お客様及び販売店は、お客様及び入退居権限等管理者が販売店に対して FreeiD 管理システムの改修その他の請求をする権利を有するものではないことを確認します。
2. お客様は、管理者（お客様が自ら個別管理者を指定する場合は、個別管理者）に対し、販売店が合理的に満足する FreeiD 管理システムの利用に係る誓約事項を承諾させることその他の販売店が合理的に満足する条件に従って、対象建物に関する FreeiD 管理システムを、譲渡不可・次項の再利用許諾以外の再利用許諾不可の態様で使用するのを許諾できるものとします。
3. お客様は、管理者をして、個別管理者に対し、販売店が合理的に満足する FreeiD 管理システムの利用に係る誓約事項を承諾させることその他の販売店が合理的に満足する条件に従って、対象建物に関する FreeiD 管理システムを、譲渡不可・再利用許諾不可の態様で使用するのを許諾させることができるものとします。
4. お客様は、前三項に定めるところにより、FreeiD 管理システムを対象建物に限り利用し、又は入退居権限等管理者をして利用させることができるものとします。また、お客様は、FreeiD 管理システムの利用にあたっては本契約及び関係法令等を遵守し、善良なる管理者の注意義務をもって取り扱い、又は入退居権限等管理者をして同様の注意義務をもって取り扱わせなければならないものとします。
5. お客様は、販売店が FreeiD 管理システムに関し、その内容、有用性、正確性その他法律上の契約不適合責任を含む何らの明示又は黙示の保証及び責任を負担しないことを、予め承諾するものとし、入退居権限等管理者をして予め承諾させるものとします。

(条文以上)